

国立大学法人京都大学特定臨床研究監査委員会規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 委員会は、医学部附属病院における特定臨床研究に係る業務執行の状況を監査する。</p> <p>2 委員会は、病院長に対し特定臨床研究に係る業務執行の状況の報告を求め、必要に応じて、監査の結果に基づき、総長及び病院長に対し是正措置を講じるよう意見を述べるものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、<u>特定臨床研究に係る監査</u>その他委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 委員会は、医学部附属病院における特定臨床研究 <u>(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第6条の5の3第2号に定める基準に従って行う臨床研究をいう。以下同じ。)</u>に係る業務執行の状況を監査する。</p> <p>2 委員会は、医学部附属病院における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 <u>(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)に適合する臨床研究に係る業務執行の状況を監査することができる。</u></p> <p>3 委員会は、病院長に対し、<u>第1項の特定臨床研究及び前項の臨床研究(以下「特定臨床研究等」という。)</u>に係る業務執行の状況の報告を求め、必要に応じて、監査の結果に基づき、総長及び病院長に対し、<u>是正措置を講じるよう意見を述べるものとする。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、<u>特定臨床研究等に係る監査</u>その他委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>附 則 (令和5年1月総長裁定) この規程は、令和5年1月11日から施行する。</p>